〃	みなちから	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第30998号 平成28年３月31日
Passiflora edulis Sims	サニーシャイン	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター 茨城県つくば市大わし１番地１	第30972号 平成28年３月28日
Petunia Juss.	ミヨペDN157-４	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第31000号 平成28年３月31日
〃	ミヨペDK184-１	〃	第31001号 平成28年３月31日
Pholiota nameko (T. Ito) S. Ito et Imai	福島（ふくしま）Ｎ５号（ごう）	福島県 福島県福島市杉妻町２番16号	第30944号 平成28年３月22日
〃	福島（ふくしま）Ｎ６号（ごう）	〃	第30945号 平成28年３月22日
Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai	岡山（おかやま）PER１号（ごう）	岡山県 岡山県岡山市北区内山下二丁目４番６号	第30979号 平成28年３月28日
Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.	ミヨロRDH11	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第30948号 平成28年３月22日
Rhododendron L.	プリンセス　ジュナ	野口眞一 福岡県久留米市田主丸町中尾1982	第31008号 平成28年３月31日
Rosa L.	RUICK1967A	De Ruiter Intellectual Property B.V. Meerlandenweg 55, 1187ZR Amstelveen, The Netherlands	第30918号 平成28年３月７日
〃	RUICI0631A	〃	第30919号 平成28年３月７日
〃	Auskindling	David Austin Roses Limited Bowling Green Lane, Albrighton, Wolverhampton WV7 3HB, United Kingdom	第30987号 平成28年３月29日
〃	Ausoutcry	〃	第30988号 平成28年３月29日
Solanum lycopersicum L.	KGM161	カゴメ株式会社 愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号	第30957号 平成28年３月23日
〃	KGM162	〃	第30958号 平成28年３月23日
〃	KGM163	〃	第30959号 平成28年３月23日
〃	KGM164	〃	第30960号 平成28年３月23日
Zea mays L.	CHU57	長野県 長野県長野市大字南長野字幅下692－２ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第30999号 平成28年３月31日

○農林水産省告示第千三百六十五号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年六月二十八日

農林水産大臣　森山　裕

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第28909号 平成26年２月10日	平成27年３月２日	PKMSchlum03	PKMSCHL03
第28911号 平成26年２月10日	平成27年３月２日	PKMSchlum05	PKMSCHL05
第29838号 平成27年１月５日	平成27年７月３日	国華（こっか）の桂（けい）	国華（こっか）の敬燐（けいりん）

○農林水産省告示第千三百六十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、国の立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十五条第一号及び第二号に掲げる業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定した件（平成十八年三月三十一日農林水産省告示第五百七十七号）（独立行政法人通則法第四十七条第二号及び第三号の規定に基づく国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年六月二十八日

農林水産大臣　森山　裕

第一号中「いう。）」の下に「の行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十五条第一号に掲げる業務（以下「農業・食品産業技術研究等業務」という。）及び同条第三号に掲げる業務（以下「農業機械化促進業務」という。）」を加え、「次の」を「次の」に改め、同号ニ中「及び」を「又は」に、「債権」を「債券」に改め、第二号中「機構」の下に「の行う農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務」を加える。

○農林水産省告示第千三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十八日

農林水産大臣　森山　裕